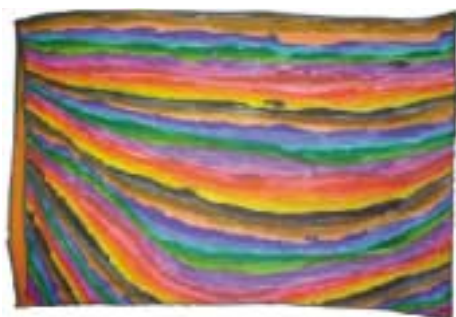


平成16年度～平成20年度版



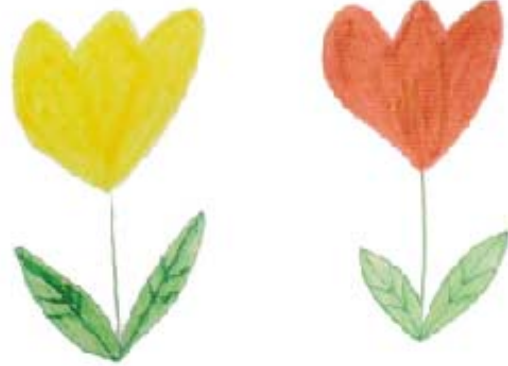
高知市障害者計画

～げんき・いきいきプラン～

市民一人ひとりが互いに支え合い、
いきいきと輝いて暮らせるまちづくり



平成16年3月



障害のある人の描く作品は、素直な表現、力強さから心を揺さぶられることが多くあります。表紙及び本文中の挿し絵はそのような作品をお借りして紹介しています。表紙上段は土居圭子「無題」、中段は堤悠人「ざぶん」、下段 開徳由理「無題」、この頁上は明石直子「チューリップ」です。

はじめに



少子高齢化が進む中、障害のある人や家族をとりまく環境は大きく変わってきています。福祉サービスについては、平成12年4月から介護保険制度が始まり、平成15年4からは、身体・知的障害者福祉サービスの一部が措置制度から支援費制度に移行しました。また、道路や公共交通機関等については、交通バリアフリー法が施行され整備が進んできています。

この「高知市障害者計画」は、これらの環境の変化を視野に入れながら、「市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまち」の実現を基本理念とし、障害のある人が社会の一員として人間の尊厳を持って生きていくことができる「ノーマライゼーション」の理念の実現のために、「夢や希望の実現を支援するための体制の構築」と「バリアフリーの推進」を基本方針として策定しました。

この計画を推進するために、市民のみなさまと関係者・行政が、自助・共助・公助の考え方のもとに手を取りあい、協働して取り組んでいきたいと考えております。

この計画の策定にあたりご尽力いただきました高知市障害者計画推進協議会の委員のみなさま、そして、シンポジウムやワークショップ、アンケート等を通じて貴重な意見を寄せてくださった市民のみなさまに感謝申し上げますとともに、今後も、ご理解とご協力を心からお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

平成16年3月

高知市長 岡崎 誠也

目次

I. 序論

1-1. 計画策定の趣旨・目的	1
1-2. 計画の性格	3
1-3. 計画期間	3
1-4. 計画策定への取り組み	4
1-5. 計画検討の流れ	6
1-6. 計画の点検・評価	8
1-7. 計画推進協議会委員名簿	8

II. 本論

第1章 障害のある人の現状	10
1-1. 身体障害者	10
1-2. 知的障害者	13
1-3. 精神障害者	15
1-4. 難病	18
第2章 基本理念	20
第3章 基本方針	21
第4章 計画の推進のために	22
第5章 施策体系	24
第6章 具体的施策	
6-1. 自立を目指した支援体制	
6-1-1. 障害のある子どもと家族への支援体制の充実	
(1) 将来を見通した一貫した療育・支援システムの確立...	26
(2) 放課後・長期休暇への支援の充実	28
(3) 通所等支援サービスの充実	30
(4) 学校卒業後に向けた支援の強化	32
6-1-2. 社会参加の促進	
(1) 移動支援	34
(2) スポーツ・文化活動の充実	35

6-1-3. 手帳取得対象外の障害のある人の実態把握と支援	37
6-1-4. 歯科保健医療の充実		
(1) 障害のある人や子どもの歯科相談・治療体制の充実...		38
(2) 健康な口腔を育成し、保持できるための支援.....		40
6-1-5. 障害のある人への支援体制の充実		
(1) 相談支援体制の充実		42
(2) 自己決定が困難な人への支援の充実		44
(3) 就労支援の強化		46
(4) 地域生活支援サービスの充実		48
(5) 施設から在宅への移行支援の検討		50
(6) 施設入所者の生活の質の向上		51
6-2. バリアフリーの推進		
6-2-1. ソフト面の推進		
(1) 情報のバリアフリーの推進		52
(2) 理解・啓発の推進		53
6-2-2. 災害支援方針の確立		54
6-2-3. ハード面の推進		
(1) 交通バリアフリー法に基づく交通基盤の整備		55
(2) まちづくりに関するバリアフリーの推進		56
第7章 数値目標		57

III. 資料

1. 計画検討の流れ		
1-1. 検討会		60
1-2. シンポジウム・ワークショップ		61
1-3. 実態調査		63
1-4. その他の取り組み		65
2. 用語集		66



1.序論

* 01 = 共生社会 【きょうせいしゃかい】

高齢者や障害のある人が障害のない人とともに生きていくことのできる社会。

* 02 = ホームヘルパー 【ほむへるぱー】

高齢者や障害のある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談、助言を行い、いつまでも安心して生活することができるよう、援助するとともに、家族等の介護負担の軽減をはかる人。

* 03 = ショートステイ 【しょーとすてい】

介護を行う人の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった人が、施設等に短期間入所し、入浴や食事の提供、その他、必要な支援を受けるサービス。

* 04 = デイサービス 【でいさーびす】

在宅で生活している障害のある人が、デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、機能訓練等により、障害のある人の自立と社会参加を促進するサービス。

* 05 = グループホーム 【ぐるーぷほむ】

地域のアパートやマンション、一戸建て住宅等で、知的や精神に障害のある人等が数人で共同生活し、同居または近隣に居住する専任の世話人により、食事の提供や健康管理等の援助や相談等が行われる施設。

* 06 = 授産施設 【じゅさんしせつ】

障害のある人の自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進することを目的とした施設。

* 07 = 通園事業 【つうえんじぎょう】

心身に障害のある幼児が通園し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるサービス。